中立期のグレゴリウス七世

井上雅夫

一

グレゴリウス七世の中立期間という場合、厳密には一〇七七年三月から一〇八〇年三月までを指しているが、小論では一〇七八年、七九年の両年を中心に考察していく。

この両年は、グレゴリウスにとって教皇就任以来もっとも苦しい時期であった。彼は、ドイツの王冠をめぐる争いの中で、ハインリヒ四世とルードルフ（シュヴァーベン公）のいずれにも決定的な支持を与えずに不偏不党の中立政策を維持していくことになったのである。この時期は、ある意味で宗教家としての立場よりも、政治家としての立場を強く要請された時であったとも言えよう。彼の中立的立場は、ローマ教会派を自称する対立王のルードルフ側は勿論のこと、彼の親しい者からも不信の眼をもって見られるという苦しいものであった。

小論では、この苦難の時期にあってグレゴリウスを支えていた信念は如何なるものであったかを中心に考察してい

きたい。この場合、中立政策の対象であるドイツとの関係を主とするものの、他の地域の諸問題におけるグレゴリウスの対応も考慮に入れつつ、この時期における彼の全体像の把握に努めたい。このため、第二章以下は、一〇七八年のドイツ、同年の他の地域、一〇七九年のドイツ、同年の他の地域と順次それぞれの地域へのグレゴリウスの対応について論じていく。

二

グレゴリウスは、カノッサ事件のすぐあと二月の末にドイツに二人の使節を送っている。(1) 彼は、この使節が開くドイツでの教会会議において紛糾した事態を解決しようと考えていた。(2) このため彼は、裁定の結果が出るまで使節にはハインリヒと彼に対立する諸侯いずれの側にも与しない中立の態度を要求していたのであった。しかし彼らは、グレゴリウスの意図に忠実に行動しなかった。すでに彼らが、フォルヒハイムでの諸侯会議に出席したことは、ルードルフの擁立に貢献していたのであり、(3) 彼らのルードルフ支援の意図ははっきりしていた。(4) さらに、使節の一人枢機卿助祭ベルンハルトは、一〇七七年十二月にゴスラルにおいてハインリヒに対する新たな破門を行い、ルードルフを王として確認している。(5) このことは、ザクセン人がグレゴリウスに要求していたことであった。(6) もう一人の使節であるマイセイユの聖ヴィクトル修道院長ベルンハルトも、一〇七七年冬から七八年にかけてヒルザウ修道院に留まり、ここからハインリヒに反抗する煽動を行っていた。(7)

このような一連の使節の勝手な行動をグレゴリウスは認めはしなかったが、しかしそれらの行動が彼の意図から出

たものでないことを明言もしていなかった。[8] 同様に、マインツ大司教ジークフリートや七人の司教もハインリヒに破門を言い渡していたが、これも彼は完全に無視した。[9]

この点で、彼のハインリヒに対する曖昧な態度がすでにはっきりと現われているのであった。ハインリヒを積極的に肯定しえないとしても、然りとて否定はしえないという立場であった。これに対し、ハインリヒは、一〇七八年初期にバイエルンにおいてパサウの町を攻撃するなどドイツのグレゴリウス派に対し敵対的な行動をとっていた。しかし、彼はグレゴリウス本人に対しては密接な関係を結ぶことを求めていたのであった。[10]

一方、グレゴリウスは、ルードルフに対しフォルヒハイムの決定を承認はしていないが、彼の存在を明確に否定していない微妙な立場であった。「ハインリヒ四世皇帝伝」は、当時の多くの人々がルードルフは使徒(教皇)によって王になるように教唆されたと噂し、その証拠として教皇がルードルフが王冠を奪っても沈黙していることを挙げていたことを伝えている。沈黙していることは、同意していることとであったからである。[11] この例に見られるように、当時のグレゴリウスの立場は、さまざまな疑惑を呼ぶものであった。

この彼の曖昧な立場という点で、一〇七八年初期において、まず注目すべき彼の書簡は、一月にラヴェンナ大司教ヴィベルトに宛てられた四旬節会議への召喚状である。[12] この中でグレゴリウスはヴィベルトに対し、「あなた方がキリスト者としてのあるべき姿を逸脱し、如何に使徒ペテロに…侮辱と動揺を与えたかは神が…証人である」と厳しい態度で臨んでいるのである。このヴィベルトは、一〇七八年以来イタリアでのハインリヒ派の頂点に立っている人物であった。[13] このような人物に厳しい態度を示していることは、当時まだ明確にしていなかったハインリヒへの将来の立場を予示していたものと考えていいであろう。このヴィベルトへの最終的な破門が確定したのは、二月から三月に

かけてのローマでの四旬節会議においてであった。

このヴィベルトへの決定にもかかわらず、この会議ではなおハインリヒの使節は、ルードルフの使節よりも丁重に扱われていた。[14] ここにハインリヒが使節として送ったのは、ヴェルダン司教ディートリヒとオスナブリュック司教ベンノ二世であった。特にベンノ二世は、カノッサにおいてもグレゴリウスとの仲介に活躍しており、[15] ローマへの使節にふさわしい人物であった。この有能な使節を通してハインリヒは、教皇に好意的態度を示し、新たな支持を求めたのである。ルードルフも同様に教皇に支持を求めてきた。両派がともに支持を求めてきたことは、ドイツ王権について教皇に新たな決定的な役割を与えることになった。[16]

この会議では、しかし彼は最終決定を下さず、ドイツに使節を派遣し、事態の決着をつけることになった。このためにグレゴリウスが裁定の根本原則として打ち出したものは、「正義がどちらの側に好意を持っているか」という点であった。つまり、「正義」が最高の判断基準とされたのである。[17]

この「正義」という概念は、グレゴリウスの重要な行動規範の一つであったが、その具体的な内容は、非常に曖昧なものである。チーグラーは、この「正義」を神の掟の遵守であり、神に望まれた秩序の守護であると定義している。[18] この定義に従えば、グレゴリウスのドイツ王冠問題についての判断基準が極めて宗教的なものに根差していることが明らかであろう。[19] この「正義」の実現のために、グレゴリウスは教皇使節の行動が如何なる身分の者によっても妨害されることを禁じている。このことは、「正義」という大きな目標の前には、王であろうと、一介の庶民であろうと何の区別もしていないことを示しているのである。神の「正義」や平和や教会の自由は、神の敵への戦いを要求しうるというのがグレゴリウスの考え方の一面であった。[20]

この教皇使節に対して邪魔をする者には、「魂のみならず体においても、この世の生活のあらゆる繁栄においても破門の鎖でもって縛り、武器による勝利を彼らから取り上げる」と言明している点は、グレゴリウスの新しい姿勢と考えていいであろう。[21] ここには、生活のあらゆる領域にまで干渉しうるという使徒の代理の意識とともに、「勝利を取り上げる」という言葉からも推測しうるように、あたかも全能の神の如くこの世の運命を自らが握っているかのような意識があらわれているのである。グレゴリウスにとって、使徒ペテロの天と地における結び解く力は、来世における霊の祝福を与えたり差し控えたりするだけでなく、現世においての物質的な繁栄や軍事的な勝利も与えたり否定したりしうることを意味していたのである。[22] ホイシもグレゴリウスには、カノンに則って選ばれた教皇はペテロの価値によって疑いもなく神聖であるという考え方のあったことを指摘している。[23]

「正義」の実現のためには厳格な立場を保持していたグレゴリウスも、同じ四旬節会議において教会の現実的な管理者としての立場を一方では明確にしている。[24] 彼は、「多くの人々が破門のゆえに…破滅しているのを毎日見ているので…私は同情に負かされ、破門の宣言を出来るだけ時と場合に応じて緩和している」と語り、その緩和の例として、「(破門者の)妻や子、召使、あるいは知らずに破門者と交わっている人」を処罰の対象から除外したのである。このようなカノンの厳格さを緩和する例はごくわずかであるが、[25] ともかくこの点では、グレゴリウスは穏和な現実主義的な立場を保持していたのである。

三月にグレゴリウスは、すべてのドイツ人に対し四旬節会議の決定を伝え、同じ日にトリーア大司教ウードーに別の書簡を出している。[26] このウードーは、一〇七一年には教皇使節として働いたこともあるが、一〇七六年のヴォルムス会議ではグレゴリウスへの挑戦状に署名するといったように、[27] 両派の間を揺れ動く教会諸侯の微妙な立場を示して

いた。グレゴリウス自身は、このウードーをハインリヒに好意を持っている人物と考えていた。[28] 彼は、この書簡でウードーに四旬節会議の時と同様、「正義が支持する方に全面的に支持を与えるように」と曖昧な指示をしているが、しかし当面はウードーがハインリヒの許に居て、ドイツに居る教皇使節がローマに帰る時には、彼らの安全を確保するように望んでいた。こうして、グレゴリウスは、ドイツの高位聖職者の中でハインリヒ派と見ている人物にドイツにおける平和の確立への先導を委ねたのであった。このことは、グレゴリウスが先の破門緩和の例と同様、より穏和な方策をとろうとしたことを示していると言えよう。[29]

この点では、彼にとってどちらの王が天下をとるかは問題ではなかったことを示しているとも考えられる。彼の本来の願いは、正義の実現、そしてそのための平和の確立であった。それゆえに、彼は四旬節会議において、ドイツにおける「争いと混乱が教会の最大の危険と損害」になっていると語り、ウードーへの書簡においても、ドイツの混乱が如何に彼の心を悲しませているかを語ったのであった。[30]

このウードーがローマに来て、彼に事の詳細を伝え、彼の使節をドイツに導びくべきであるというグレゴリウスの要請はすべて無駄であった。ウードーはローマにやって来ず、使節の派遣は中止された。[31]

七月一日付けの書簡ではグレゴリウスは、破門を受けていないすべてのドイツ人に対し、二人の王の問題解決のために会議を開くように命じている。[32] この書簡には、決定をもたらす力が最早ないという確信が強くなってきた時のグレゴリウスの暗澹たる気持がはっきりと現われていると言われている。[33]

実際、ザクセン人たちは、グレゴリウスの繊細な政策に対し、彼がはっきり彼らの側に付くように迫っていた。[34] 彼らはグレゴリウスに「…一方で我々に始められたことをしっかりと保持するようにと説得しているのに、他方で敵に

言葉と行為で希望を与えていることは、弱い立場の我々を動揺させます」と語り、さらに「ローマ教会で決められ、そのあと使徒の座の使節によって確認されたことが、今や沈黙に覆われ、無のものと見做されるなら、何を信じ、何を確実なものと考えていいのか全く分からない[85]」と彼の態度に強い不信感を表明したのであった。

これに対しグレゴリウスは、「あなた方は私が不正にも…一方に好意を持っていると決して疑ってはならない。私はあなた方の破滅のために全世界の栄誉を得るよりも、あなた方の救いのために死を受けることを望んでいる」とその立場を弁明したのであった。ここで彼は、遠回しな表現であるが、ハインリヒを不正な人物と匂わしていたと言えよう。[86]確かにハウクの指摘のように、ルードルフ側の人々はグレゴリウスの同盟者として登場してきたが、彼らは彼の教会上の目的に僅かの関心をも示していなかった。この点では、グレゴリウスの気持はなお微妙であった。[87]

グレゴリウスは、先の書簡においても彼がドイツに世俗的な野心を持っているかのような疑いを除くため、彼の本来の目的が人々の宗教的な救いにあることを強調している。しかし、このような保証でドイツの同盟者の心を変えることは出来なかった。[88]彼のこのより強い宗教者としての立場は、理解されなかったのである。

この時、ザクセン人たちは彼に最もきびしい非難を浴びせたのである。先の彼の七月一日の書簡への回答となったのがブルーノによって伝えられたザクセン人の書簡である。[89]この中で彼らは、グレゴリウスが「決して実行されないこと」を決めたと述べ、使徒の座に従っている「司教たちがどうして彼らの迫害者と会ってその問題について協議しえようか」と詰問している。さらに「すでに三年前に会議の判決により、帝国の統治権を否認された人物にそれがあるのかどうか審査することがどうして我々の義務なのか」と質し、ハインリヒについての審査が必要なら、グレゴリウスが以前「ハインリヒから審査の前に王の地位を…否認したのは、如何なる理由があったのか」と彼の矛盾した態度

に疑問を投げ掛けたのであった。また、もしハインリヒが正統な王とされるなら、グレゴリウスの以前の声明を信じて「ハインリヒへの誓いを破った司教やその他の人々はどうなるのか」と強い懸念を表明したのであった。

これらの言葉によって、グレゴリウスは、ドイツでの一致を求めようとする彼の試みがルードルフ派全体に如何に嫌われているか、また、中立政策という慎重な行動によって彼がドイツで如何に地歩を失っているかを悟らざるを得なかったであろう。(40)

一方、ハインリヒは、バイエルンからルードルフへの戦いの準備を進めていた。ルードルフもザクセンから南独の彼の支持者と合流しようと考えていた。こうして、八月七日に両軍は、シュトロイ河畔のメルリヒシュタットで衝突したのである。この会戦は、どちらの側にも決定的な勝利はもたらさなかったが、ルードルフ側は、ビルング家のマグヌスとヘルマン兄弟やヴォルムス司教アーダルベルトらが捕虜とされて大きな打撃を受けた。さらに、南独諸侯との合流も妨げられたのであった。(41)

この会戦の結果や両派から明確な決定をするように求められていたため、グレゴリウスはこの年にもう一度教会会議を開くことを決めていた。(42)

当時のグレゴリウスの気持は、十月二十二日のメッツ司教ヘルマン宛の書簡にあらわれている。(43) この書簡は、当時教皇側にいたヘルマンの窮状を慰めたものであるが、これは同時にグレゴリウス自身への慰めの言葉でもあったと言えよう。彼はヘルマンに、「あなたは希望のすべてを主に置くべきです。…主は主を希望する者を見捨てられないからです」(44)と語り、「私は、神があなたや信心深い人々の祈りに対し、教会に平和を速やかに与えられることを信じています」と将来への希望を表明したのである。彼は、あくまで神への信仰の中で、正義の実現が神によってなされる

ことを確信していたのである。この点、彼は、この世の剣でもって聖俗の権力者への要求を実現し、この世を正義に従って再編成しうるように願ったという面は、確かに見られるが、[45] しかし他面、彼には人間わざを超えた神の力への強い信仰のあったことも見逃すべきでないであろう。

十一月にローマのラテラノ教会において秋の教会会議が開かれた。[46] 出席者はそれ程多くなかったが、ハインリヒ、ルードルフともに使節を送っている。両者ともに相手側の有罪判決を求めたが、グレゴリウスはこれを拒否し、再び最終判決を延期したのである。[47] しかし、彼は各々の使節に対し、教皇の使節によるドイツでの会議を妨害しないことを誓わせた。

この会議で注目すべきことは、今や俗人叙任禁止が明確に打ち出されたことである。俗人叙任禁止は、これまで何度も宣言されたが、教会は本気でこれに取り組むことを恐れていたし、グレゴリウス自身もこの会議まではなお徹底的には進んでいなかった。しかし、今やこの命令によって曖昧な政策が放棄され、俗人叙任をめぐる闘争が開かれたのである。[48] ルードルフは、この命令に直ちに従ったのに対し、ハインリヒは、これを無視した。[49] ルードルフがこのような命令に従順であったことは、グレゴリウスにルードルフへの傾斜を余儀なくさせる面もあったと言えよう。[50]

但し、この点に関しては、十一月末にドイツの各界の人々に送った書簡の冒頭で「…ドイツとザクセン王国に住む大司教、司教…」と呼びかけている点にも注意しておく必要があろう。[51] というのは、グレゴリウスはわざわざザクセン王国という表現を使うことによって、そこが他の地域と異なることを仄めかしているからである。つまり、ザクセンのみがルードルフの支配地域であったという現実を認めていたとも考えうるのである。[52] この点では、グレゴリウスの中立政策がこのような冷静な的確な現状認識から成り立っている面もあったことに注目しておくべきであろう。

十二月末のバイエルン公ヴェルフ宛の書簡において、[53] 彼は王冠争いにおける彼の立場を弁明している。グレゴリウス派の闘士であるヴェルフ[54]に対し、非難の調子を帯びているこの書簡は、グレゴリウスの行動について南独のハインリヒの敵対者も、ザクセン人とよく似た疑問を持っていたことを示している。[55] このため、グレゴリウスは「あなたは、私が父祖たちの道を歩んでいることを知るでしょう。聖霊が…私を通して…四旬節会議で何を決定されたか考えて下さい」と述べて、彼が決して自分勝手な行動をしていないこと、むしろ彼の行動は、父祖の道に適ったものであり、聖霊の為せるものであることを強調したのであった。

この聖霊の業についての見解は、ヴァイスヴァイラーが紹介している聖ブラジェンのベルノルトの見解と一致するものである。[56] ベルノルトによると、教皇の権力のより深い根拠は、教皇に天国の鍵の権利を与えたいというイエス＝キリストの願いの結果、聖霊が教皇庁の導き手となったことにあり、このため教皇の権力は、政治的、自然的根拠から離れ、宗教的根拠を与えられるようになったという。それゆえ、単に「最聖の教皇グレゴリウス」と言うだけでなく、「教皇を通しての聖霊」と言うのである。ベルノルトは、グレゴリウスが全く新しいことを命令しているという彼の敵たちの異議に対し、この永続的権力を示唆することによって答えたのである。

この聖霊に導かれているという確信からグレゴリウスは、ヴェルフに対し、「私を信じなさい。偽り…を信じ、正義を信じない者は没落し、この人々をペテロの剣が抑えつけ混乱させるであろう」と語り、「あなたが忠実な、不変の心をもって神に結びついたなら、すぐあなたに勝利と平和が笑いかけるであろう」と彼への激励とともに、自らの行動の正統性に強い自信を示したのであった。

神への信仰において勝利と平和が得られるという確信は、既述の如く、彼の気持の一端であったが、このことはま

た如何に現実の状況が彼の意の儘にならぬものであったかを示していたとも言えよう。

注(1) Meyer von Knonau, Jahrbücher des deutschen Reiches unter Heinrich IV. und Heinrich V. (1894) Bd. Ⅱ. S. 778.

(2) T. Schieffer, Das Zeitalter der Salier. (Deutsche Geschichte im Überblick, (1973)) S. 151.

(3) K. Hampe, Das Hochmittelalter. Geschichte des Abendlandes von 900 bis 1250. (1977. 6. Aufl.) SS. 138.-139.

(4) Z. N. Brooke, Germany under Henry IV and Henry V. (The Cambridge Medieval History, Vol. V. (1968) PP. 138.-139.

F. Kempf, Die Gregorianische Reform (1046-1124). (Handbuch der Kirchengeschichte, Bd Ⅲ/1. (1973)) S. 439.

(5) Brunonis Saxonicum Bellum. (Quellen zur Geschichte Kaiser Heinrichs IV. (1974)) c. 108. 110. 参照

Z.N. Brooke, op. cit., P. 140.

(6) A. Hauck, Kirchengschichte Deutschlands. Bd. Ⅲ. (1954), S. 813.

(7) ibid, S. 813.

(8) J. Haller, Das Papsttum. Idee und Wirklichkeit. Bd. Ⅱ. (1965), S. 290. Z. N. Brooke, op. cit., P. 139.

(9) A. Hauck, op. cit., SS. 813.-814.

Bruno, op. cit., c. 112.

(10) M.v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. S. 98.

(11) Vita Heinrici IV. Imperatoris. (Quellen zur Geschichte Kaiser Heinrichs IV. (1974)) c. 4. S. 422.

Z. N. Brooke, op. cit., P.139. 参照。

(12) Das Register Gregors VII. hg. v. E. Caspar. (MGH, Epp. sel., (1920)) V. 13. (以下 Reg. と略す)

(13) J. Haller, op. cit., S. 290.

(14) A. Hauck, op. cit., S. 814.

J. M. Watterich, Pontificum Romanorum Vitae. (1862) Bd. Ⅰ. SS. 413.-414.
(15) M.v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. SS. 98.-99.
Lexikon der deutschen Geschichte. hg. v. G. Taddey. (1977)
(16) A. Hauck, op. cit., S. 811.
(17) Z. N. Brooke, op. cit., P.71.
なお，四旬節会議の決定内容は，Reg. V. 14a.
(18) A.W. Ziegler, Gregor VII. und der Kijewer Groβfürst Izjaslav. (Studi Gregoriani. I. (1947)) S.397.
ブルックは，正義の印は謙遜と従順であり，この従順とは，神の命令，そしてペテロさらにペテロを通してのグレゴリウス自身への従順を意味すると述べている。
Z. N. Brooke, op. cit., P. 72.
(19) F. Kempf, op.cit., S. 439.
(20) F. Bock, Annotationes zum Register Gregors VII. (Studi gregoriani. I. (1947)) S.393.
(21) 同様な例は，Gregorii VII epistolae collectae (Monumenta Gregoriana ed. P. Jaffé. (1865)) 25. (以下 Ep. coll. と略す)
The Epistolae Vagantes of Pope Gregory VII. ed. H.E.J. Cowdrey. (1972) 25. (以下 Ep. vag. と略す)
このような例は，すべて一〇七八年以後に見られるのであり，これまでのグレゴリウスの意識にはなかったものと考えられる。
(22) H.E.J. Cowdrey, The Cluniacs and the Gregorian Reform. (1970), P. 139.
(23) K. Heussi, Kompendium der Kirchengeschichte. (1976. 14. Aufl.) S. 189.
(24) この中立期は，グレゴリウスの立法活動の時期であったというブルックの評価もグレゴリウスの一種の管理者としての立場を示すものであろう。(Z.N. Brooke, op. cit., P. 73.)
(25) J. Gilchrist, Eleventh and early twelfth century canonical Collections and the economic policy of Gregory VII. (Studi Gregoriani. IX. (1972)) P. 394.

(26) Reg. V. 16.
(27) Lexikon, op cit.
(28) Reg. V.15. 参照。
(29) M. v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. S.114.
(30) 同様な歎きは、Ep. coll. 26. にも見える。
(31) A. Hauck, op. cit., S. 814.
(32) Reg. VI. 1.
(33) M. v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. S. 127.
(34) A. Hauck, op. cit., S. 813.
(35) Bruno, op. cit., c. 108.
(36) この書簡では、ハインリヒに好意をもつことによってこの世の栄誉を得ることをはっきり否定していると考えられるのである。
(37) A. Hauck, op. cit., SS. 812.–813.
(38) ibid, S. 814.
(39) Bruno, op. cit., c. 114. M. v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. SS.128.–130. 参照。
(40) M.v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. SS. 130.–131.
(41) ibid, SS. 142.–145. A. Hauck, op. cit., S. 815.
Lexikon, op. cit. Z. N. Brooke, op. cit., P. 140.
Bruno, op. cit., c. 96.
(42) M.v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. SS. 159.–161.
(34) Reg. VI. 5.
(44) 旧約聖書詩篇第九篇八節参照。
(45) H.E.J. Cowdrey, op. cit., P. 141.

例えば、後述する如く、グレゴリウスは軍事力に訴えようとしたこともある。
(46) この会議の内容については Reg. VI. 5b. 参照。
(47) M. v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. S. 163.
(48) T. Schieffer, op. cit., S. 151. J. Haller, op. cit., S. 292.
A. Scharnagl, Der Begriff der Investitur in den Quellen und die Literatur des Investiturstreites. (1908), S. 39.
(49) J. Haller, op. cit., S.293.
(50) T. Schieffer. op. cit., S. 151.
グレゴリウスをこの決定に至らしめたものにハインリヒ派によって圧迫されていたローマ派司教の再度の訴えがあった。
(M.v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. S. 161.)
ルードルフにはしかし他面、ハインリヒを追放するためにグレゴリウスに対する見え透いた追従的態度が見られた。
H. Jakobs, Rudolf von Rheinfelden und die Kirchenreform. (Investiturstreit und Reichsverfassung. (1973)) S. 94.
(51) Ep. vag. 25.
この『ザクセン王国』という表現は、一〇七九年二月の書簡にも見られる。
(Ep. vag. 26. Bruno, op. cit., c. 120. Ep. coll. 27.)
但し、この表現は、ブルーノ自身にも見られる。 Bruno, op.cit., c. 121.
(52) Z. N. Brooke, op. cit., P. 139.
(53) Reg. VI. 14.
(54) このヴェルフは、一〇七六年以来グレゴリウス側に立ち、ルードルフを支持したため一〇七七年五月にはハインリヒよりバイエルンを取り上げられた。(Lexikon, op. cit.)
(55) A. Hauck, op. cit., S. 815. M.v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. S. 170.
(56) H. Weisweiler, Die päpstliche Gewalt in den Schriften Bernolds von St. Blasien aus dem Investiturstreit. (Studi Gregoriani. IV. (1952)) SS. 132.-133.

三

グレゴリウスの望む教会改革の進展が　ドイツでハインリヒと彼の支持者の抵抗によって妨げられている時(1)、グレゴリウスはそれだけ余計にフランスの方へ眼を向けるようになっていた。(2) フランス程、教会改革が熱心に進められた地域はなかった。実際、俗人による教会の私的支配を駆逐する闘争の重心はフランスにあったのである。(3)

このフランスにおいて、常駐の教皇使節として(4)最も活躍し成功したのは、ディー司教ユーグであった。しかし、このユーグの積極的な、厳格で慈悲に欠けた教会改革政策は、フランスの聖職者の不満を引き起こしていた。(5) このため、グレゴリウスはユーグの処置の再検討を命じている。このことを伝える書簡において(6)、彼は「私はカノンの厳しさよりも、むしろ分別ある節制に従って…有罪とされたフランスやブルグントの司教の件を片付けました」と述べて、カノンを無条件に絶対視する立場でないことを示したのである。(7)

グレゴリウスは、ユーグにクリュニー院長ユーグを添わせることによって、この余りにも熱心な使節に箍をはめたのであった。(8) このクリュニー院長に宛てた五月の書簡は、グレゴリウスの当時の気持がよくあらわれている。(9) これは、スペインの件について書かれた書簡であるが、この中で彼は「さまざまな民族の衝突や多くの仕事への配慮で疲れている私…」と語り、「あなたは…神への祈りにおいて、神が私を激しい嵐の中で導き、神の慈愛の港へ辿り着かせ給うように、神のご慈愛を切願して下さい」と訴えている。この祈りの訴えは、修道士のこの世からの逃避が彼らの天への近さを保証しているという理由で修道士一般に祈禱を願っていたグレゴリウスの行動の一環であり、ユーグ個人への訴えではなく、クリュニー院長という公的な立場の人間に訴えたにすぎないとも解釈されている。(10)

しかし、この点に関しては次の言葉に注意しておく必要があろう。即ち、彼は「私は、側に居る人々が耐えることも見ることも出来ない程の多くの苦しみに圧迫され…疲れています」と語り、「たびたび私はこの世の生が厭になり肉体の死を望んでいます」とまで言っているのである。ここには彼が常に他の人々を鼓舞していたような神の救いへの強い確信は見られず、彼の人間的な苦しみ、弱さを示している。このような真情の吐露は、彼が如何にユーグを信頼していたかを示すものであって、[11]単なる公式の祈りの要請に終わっているものではないと言えよう。このグレゴリウスのユーグへの信頼に関して、ホフマンは、彼は原理、原則的などとにおいて確信しえないような人物には、その信頼を置かなかったと評している。つまり、彼がユーグを信頼しえたのは、ユーグのハインリヒ四世への親密な関係やその仲介者的中立的立場が、ユーグの原理から発したものではなく、単なる気質から生まれたものであったからであると言う。[12]しかし、ユーグが原則的にハインリヒとグレゴリウスの問題について中立であったからといって、[13]グレゴリウスがユーグに信頼を置きえないとは言えない。グレゴリウス自身、ハインリヒとルードルフの問題にきっぱりと一方に付くような立場を表明していたわけではない。ハインリヒとの関係を完全に絶っていなかったグレゴリウスにとって、ハインリヒとの親密な関係をもつユーグがむしろこの点からも逆に信頼しうる人物でありえたのである。また、激した闘争の嵐の中で、あくまでどちらにも感情的に動かされずに冷静に対処するユーグの姿は、[14]却ってグレゴリウスの信頼を得た可能性は十分にあると言えよう。

このユーグ宛て書簡にあらわれている深い歎きは、グレゴリウスを単にこの世の支配のために権力欲、名誉欲に駆られた人間と見た場合、どうしても考えられない態度である。この世に生を享けている間も世間の喧噪を逃れて、修道士的な生活を志向する面が彼には見受けられる。彼が「イエスが手を差し伸べられた時、非常に悲しみ打ちひしが

れた私を喜ばせ、私自身を放置された時は、私を非常に当惑させます」と語っていることは、彼が神との一体の生活を望んでいたことを示していよう。この点、カウドリーは、グレゴリウスとクリュニーの重要な相違点として、後者が人々をこの堕落した世界から引き離し、天国に向けさせたのに対し、グレゴリウスは既述の如く、この世での正義の実現に努力していた。しかし、この書簡にあらわれているような世俗からの逃避の気持が他面ではあったことを見逃すべきではないであろう。

グレゴリウスが、聖堂参事会の改革に熱心で、[16] 参事会を修道院に変え、参事会員を真の修道士に変えていたのは、[17] まさに彼が修道士的であったことを傍証するものであろう。彼がしばしば用いている「不適格な私にペテロの権力を委ねられた」という表現は、[18] 単なる決まり文句、謙遜の言葉としてのみ捉えるべきではない。ここには、世俗のことや政治の世界に喜びを感じない修道士的な一面が吐露されていたと考えるべきであろう。[19]

この修道士的な面は、クリュニー院長の如き信頼ないし尊敬する人物には吐露しているが、使節のユーグの如き部下ないし指導すべき人物には、牧者の立場を強調しているのである。[20] 十一月に使節のユーグに宛てた書簡には、[21]「牧者の仕事を引き受けて以来、私は教会のあらゆる息子たちの救いについて大いに配慮しなければならない」と語り、「主ご自身、迷った羊を最高の牧者として肩にのせて群へ運ぼうとされた」と主の牧者の姿を自らに重ねているのである。

この牧者の立場を鮮明にしている十二月のノルウェー王オラフ三世宛ての書簡は、[22] 筆者が以前に考察したグレゴリウスの世俗国家観を裏付けるものである。[23] 因みに、彼は、この王に対しイエス＝キリストに畏敬と謙虚をもって仕えるように指示するとともに、「国は主のものであって、主は諸々の国民を統べ治められます」と旧約詩篇の言葉を引

を示している。しかも、グレゴリウス自身が支配するのではなく、神ご自身が支配されるという意識であった。

用しているのである。[24]ここでもローマ教会の支配とは、イエス＝キリストへの帰順といった信仰的なものであること

この点、次のヴァイスヴァイラーの指摘は参考となろう。即ち、グレゴリウスが世俗の支配者に対し強い態度に出たのは、コンスタンチヌスの寄進状に依拠したからではなく、「あなたはペテロである」という聖書の言葉[25]を根拠としていたからであるという。グレゴリウスによって擁護された教皇権力は、根本的に宗教的なものであった。[26]

先のノルウェー王宛て書簡に、「キリストの信仰の秩序が要求するものを伝える」ためにローマに貴族の子弟を彼らの教育のために送るように命じていること自体、ローマ教会の支配なるものがあくまで信仰を基礎に置いたものであることを示している。[27]このノルウェー王の如き世俗君主に望んだあるべき姿は、「あなたの力の行使が抑圧された人々を助け、未亡人を守り、孤児に正しい判決を与え…全力をもって守りなさい」と指示しているように宗教的なものであった。[28]この要求が宗教的なものであることは、同様な内容のものをクリュニー院長に出していることからも明らかであろう。[29]つまり、世俗の君主に教会人に要求するものと同じものを要求していたのである。

そして、このような要求が実行されることによって、「地の国から天の国へ、はかない不安定な喜びから確かな久遠の喜びへ、空しき一時的な栄光から永遠の常住の栄光へと導かれる」と諭している。このように、グレゴリウスは自らは勿論のこと、世俗の君主に対してもこの世のはかない名誉、権力を追うことを諌め、永遠の生命に心を向けるように勧めていたのである。

注(1) この中立期において、グレゴリウスの書簡の中でドイツにおける教会事情に言及したものはほとんどない。(Z.N. Brooke, op. cit., P. 73.)

(2) J. Haller, op. cit., S. 290.　F. Kempf, op. cit., S. 435.
フランスの教会事情にグレゴリウスが多大の注意を払っていたことは、一〇七八年の書簡のうち約五分の二がフランスに向けられていたことからも推測される。(Reg. 及び Ep. vag.)

(3) H. E. Feine, Kirchenreform und Niederkirchenwesen. Rechtsgeschichtliche Beiträge zur Reformfrage, vornehmlich im Bistum Lucca im 11. Jahrhudenrt. (Studi Gregoriani. Ⅱ. (1947)) S. 506.　Z. N. Brooke, op. cit., P. 81.

(4) グレゴリウスは、教皇使節をこれまでの一時的な個々の問題に関して派遣するのではなく、当該の国に常駐の使節を置くことによって改革を進めた。F. Kempt, op. cit., S. 428.

(5) ユーグは、一〇七八年一月にポアチエで教会会議を開き、あらゆる俗人叙任の決定的な禁止を決めているが、この年の四旬節会議でグレゴリウスは彼の行動に同調していないことを示した。
A. Scharnagl, op. cit., SS. 33.-34.
Z. N. Brooke, op. cit., P. 83.

(6) Reg. V. 17.

(7) カノンの権威を逆に強調している例としては、使節のユーグとクリュニーのユーグに宛てた八月の書簡がある。(Reg. VI. 3.)

(8) J. Haller, op. cit., S. 291.
グレゴリウスがクリュニーのユーグを使節として使ったことは、彼が問題を起こした俗人や司教と良好な関係にあったことや聖俗の諸関係に受け入れられる存在であったからである。(H.E.J. Cowdrey, op. cit., PP. 165.-166.)

(9) Reg. V. 21.

(10) H.E.J. Cowdrey, op. cit., P. 152.
L. M. Smith, Cluny and Gregory VII. (English Historical Review. 26. (1911)) P. 29.
クリュニー修道院以外にも祈りの要請は行われている。Ep. coll. 33.

(11) 野口洋二「グレゴリウス七世とクリュニイ」（史観第九十六冊、昭和五十二年）三十九ページ。
A. H. Thompson, The Monastic Orders. (The Cambridge Medieval History. Vol. 5.) P. 665.
グレゴリウスがユーグにその苦しみを訴えた例は、すでに一〇七五年一月にもある。（Reg. II. 49.）

(12) H. Hoffmann, Von Cluny zum Investiturstreit. (Cluny, hg. v. H. Richter. (1975)) S. 366.

(13) A. H. Thompson, op. cit., P. 665.

(14) N. Hunt, Cluny under Saint Hugh 1049–1109. (1967). PP. 145.–146.

(15) H.E.J. Cowdrey, op. cit., P. 136.

(16) 今野國雄、西欧中世の社会と教会（昭和四十八年）三八〇ページ、三八四ページ。

(17) G. Bardy, Saint Gregoire VII et la Reforme canonicale au XI^{e} siecle. (Studi Gregoriani. I. (1947)) P. 64.

(18) 例えば、このユーグ宛て書簡にも出ている。Reg. V.21.

(19) グレゴリウスが修道士的な面をもっているということは、彼がかつてクリュニーの修道士であったことを必ずしも意味しない。彼も当時の教会改革の指導者が大部分がそうであったように修道士ではあったが、クリュニーとの関係は一般に否定されている。
N. Hunt, op.cit., P. 143. 野口洋二、前掲書三十六ページ。
E. Sackur, Die Cluniacenser. (1894. Nachdr. 1971) Bd. II. SS. 302.–303. S. 311.
C. Brooke, Europe in the Central Middle Ages 962–1154. (1975) P. 250.

(20) 拙稿、「一〇七七年におけるグレゴリウス七世」（人文学第一三三号、昭和五十三年）二十七ページ。
今野國雄、前掲書三六〇ページ参照。

(21) Reg. VI. 7.

(22) Reg. VI. 13. 牧者的な面は、「使徒の座の普遍的な配慮から、私はキリストの信仰を守っているすべての人々に対し責任を負っている」という言葉にあらわれている。
A. W. Ziegler, op. cit., S. 396. 参照。

(23) 前掲拙稿、（昭和五十三年）及び拙稿、「一〇七六年のグレゴリウス七世」（文化史学第三十二号、昭和五十一年）

(24) 詩篇、二十二篇二十八節。

(25) マタイによる福音書第十六章十八節―十九節。

(26) H. Weisweiler, op. cit., S. 139.
因みに、このコンスタンチヌスの寄進状に言及したものに一〇七八年にブルターニュに出された書簡がある。
B.-A. Pocquet du Haut-Jussé, La Bretagne a-t-elle été vassalle du Saint Siège? (Studi Gregoriani. I. (1947)), P. 190. P. 192.
但し、ブルックは、スペイン、コルシカ、サルディニアへの聖俗の支配権の要求には明示されてはいないがコンスタンチヌスの寄進状のことが考えられていたと述べている。
Z. N. Brooke, op. cit., P. 85.　Kempf, op. cit., S. 503. 参照。
グレゴリウスによって打ち出された教皇権力が宗教的なものであることは、この年の他の書簡にも示されている。(Reg. V. 19.)

(27) A. W. Ziegler, op. cit., S. 409.,　B.-A. Pocquet du Haut-Jussé, op. cit., P. 189.
ノルウェーやスウェーデンのような言語上の障害のある地域には、ローマの伝道団を送ることが困難であるため、若い子弟を教育のために送るように促していた。
Z. N. Brooke, op. cit., P. 85.

(28) 前掲拙稿、(昭和五十三年) 四十二ページ参照。
同様に宗教的な世俗君主の理想像を求めているものにアラゴン王への書簡がある。
Ep. vag. 65.

(29) Reg. VI. 17.

四

ドイツの事態は、一〇七八年においてグレゴリウスの望む方向に進展しなかったが、一〇七九年二月のローマの四旬節会議においては、彼の願いが一歩近づいたかのようであった。(1) この会議には、百五十名以上の司教、修道院長等、かなり多くの人々が参加した。(2) ここにハインリヒ、ルードルフともに使節を送っている。

この会議では多数の者がハインリヒへの有罪判決を求めていたが、グレゴリウスは両派に誓いをさせて、決定を再び猶予したのであった。(3) ハインリヒの使節は、「主人の王は、あらゆることにおいて正義とローマの使節の判決に従う」と誓い、ルードルフの使節も、「私の主人ルードルフ王は…判決に従う用意があり、あなたの使節により行われる会議を妨害しないでしょう」と誓ったのである。このように彼は両派から彼の判決に従うことを明確に誓わせたのである。こうして、グレゴリウスはなお中立の立場に留まっていることを少なくとも外面上は示したのであった。(4)

しかし、彼は、ハインリヒの個々の支持者に対しては、より厳しい処置に訴えるのを躊躇しなかった。例えば、メッツ司教による上ロレーヌ公とフォルマル伯の破門を確認し、ミラノ大司教テーダルト等を破門に処したのである。つまり、ここでもグレゴリウスは、実質的にはハインリヒより離れていく可能性の強いことを示していたのである。

この点で、ルードルフにハインリヒの使節について述べた書簡において、(5)「ルードルフ王と、彼とともにキリスト教信仰を守っているすべての人々に」と語りかけている言葉は注目すべきであろう。つまり、ここではルードルフの立場が正しいことを暗に認めているからである。確かにこの同じ書簡で、グレゴリウスは、ハインリヒの使節が彼を

ハインリヒの方へ向けようと努力しているのに対し、「ローマの厳格さと使徒の温良さは、私に正義の中道を歩むようにさせているので、私は出来る限りのあらゆる方法をもって真実の正義を偽りの正義から、完全な服従を偽りの服従から、聖霊の判断をもって区別し…」と彼の拠るべき立場をこれまでと同じく正義の基準に置いていることを表明している。しかし、この書簡は、「キリスト教信仰を守っている」と彼が認めていたルードルフに対し出されたものであり、形式的には両者に等距離を保っている姿勢を見せているものの、実際には「偽りの正義」を代表しているのがハインリヒであることを仄めかしていたのである。

グレゴリウスは、最終判決をどの時点で下すかについては、その態度は未定であったとしても、どちらに有利な判決を下すかについては、彼の気持はかなりはっきりしていたと言えよう。グレゴリウスが、ルードルフのある種の誠実さに信頼し、彼を正義のために迫害されている人物として扱っていた可能性はあったであろう。(6)

この姿勢は、同じころ出されたルードルフとザクセン人への書簡においても確認しうることである。(7) この中で、彼は聖書の「天国は義のために迫害されてきた人たちのものである」という言葉を引用し、(8) ハインリヒの敵対者である彼らが「戦争の嵐の中で疲れないように」励ましたのである。さらに、「あなた方は一層教会の真理を守るため…あなた方の自由を守るために…努力して下さい」と明らかに彼らの行動が正義の側にあることを示したのであった。

この書簡や先のルードルフ王宛て書簡において、ルードルフに対し王号(rex)を付けているのに対し、ハインリヒには王号を付けていないことも、ある意味ではグレゴリウスの姿勢を示すものであろう。つまり、彼が王号を付している方を正式の王と認め、付していない方には王位を認めていないことを示しているとも考えうるからである。勿論、この王号の有無の視点のみから彼の立場を速断することには注意が必要であろう。この王号付与の問題は、すでにカ

ノッサ事件に関し、グレゴリウスはハインリヒを破門の解除のみならず、王権にも復位させたのかどうかの評価をめぐって、A・フリシュとH-X・アルキエールの有名な論争を引き起こしたが、いずれが正しいとも結着がついたわけではない。(9) この一〇七九年においても、三月にトスカナ女伯マティルデに宛てた書簡では、ハインリヒに対しはっきりと王号をつけているのである。(10) また、後出の使節への指示においても「王たちの…」といって複数形を使っているのである。(11)

従って、この場合推測されることは、グレゴリウスはザクセン人やルードルフといった熱心な反ハインリヒ派に送る書簡では、ハインリヒを否認する態度を明示しながらも、他方必ずしも反ハインリヒ派ではないローマ教会派の人々や中立派、さらにはハインリヒ派の人々には、なお判決は未確定であるという印象を与えようとしていたのではないかということである。この点、グレゴリウスは、彼がルードルフに好意を持っているという考えをルードルフに確信させようと思っていたというリピターの判断がむしろ正しいであろう。(12) この意味では、王号の付与の有無はそれなりにグレゴリウスによってかなり意識されて使われていたと考えていいであろう。

いずれにしても、グレゴリウスが本心はルードルフに傾きながらも、明確な意志表示を避けていたことは、彼が中途半端な勝利を望んでいなかったことをも示しているのかもしれない。(13) 十月に彼は彼の消極的な態度を弁護する書簡をドイツのローマ教会に忠実な人々に出している。(14) この中でも、彼はハインリヒを支援するイタリア人の彼への非難に苦しみながらも、「正義と公正に従う以外…いずれの側にも傾かないように…彼らすべてに（ハインリヒ派のイタリア人）抵抗してきた」と語り、「あなた方がはっきり知るべきことは…如何なる人も、好意なり脅迫によって、…私をこれまでも、また今後も正義の正しい道から迷わすことは出来ないということです」と従来通りの原則を繰り返

していたのである。同様に、三月にドイツに向け出発し、聖霊降臨祭の時にレーゲンスブルクでハインリヒに迎えられた教皇使節に対し、「王たちの件や王国の件…について何らの判決もしてはならない」と念を押していたのである。[15]

この使節への書簡において、「あなた方は私の姿を持っている如く、正義にのみ好意を示し、党派に好意を示さない」ように注意し、彼らの行動すべてを彼に知らせるように命じている。このことは、使節の独走を常に抑え、彼の意図を出来るだけ忠実に両派に伝えるためであったとしても、他面、旗幟鮮明な行動を公式に取ることを控えているグレゴリウスの立場を維持することが現場の使節にとって如何に困難であったかをも示していたと言えよう。彼らは、既述の一〇七七年の使節と同じく、グレゴリウスの意図から逸脱する可能性を十分持っていたのである。

このことは、グレゴリウスには既述の如く現実を冷静に観察している面はあるものの、やはりドイツから遠く離れたローマに居る彼の考え方が現実離れする可能性のあったこと、さらに他面、彼の宗教的な意図なり意識が現実の政治状勢から遊離したところにあったことと関連していると考えてもいいであろう。

既に述べたグレゴリウスの修道士的な態度や現世のことよりも来世のことに注意を向けている意識は、この意味で現実の政治世界には噛み合わないところがあったと言えよう。党派対立の激しい嵐の中で、両派に対し彼らの不偏不党の立場を納得させることは、使節にとって容易なことではなかったであろう。

この使節たちは、八月にヴュルツブルクで平和会議を開くことをハインリヒと取り決めている。しかし、ルードルフ側はこれに疑いを持ち、参加しなかったためこの会議は実現しなかった。ハインリヒの方は、このことを理由にルードルフの破門を要求したが、使節は中立の指示を楯に断わり、彼らの目的は達せられないままイタリアに帰ったのである。[16] このことは、グレゴリウスの不偏不党の立場を維持することが如何に困難であるかを示していたのである。

グレゴリウスの平和への行動は失敗したのである。これは、カノッサにおいて強いられた赦免以上に厳しいものであった。この失敗は、ハインリヒの抵抗というよりも、グレゴリウスの目的に賛意を示す者がいないということの故に失敗したのであった。[17] グレゴリウスが希望した裁定会議に対し、反ハインリヒ派の諸侯は、グレゴリウスがハインリヒに有利な判決を下すことを恐れ、他方ハインリヒ側は、裁判官としての教皇に王権に似つかわしくない教会上の譲歩をしなければならないことを恐れたため、この会議は実現しなかったのである。[18] グレゴリウスの現実離れした考え方に同調する者が、現実の政治の世界にはいなかったのである。

まさにこのいわば四面楚歌の状況にあって、彼は七月に亡くなった尊敬する聖ヴィクトル修道院長ベルンハルトのことを歎かずにはいられなかった。十一月に聖ヴィクトルの修道士に宛てた書簡は、彼のこの頃の気持をよくあらわしている。[19]

グレゴリウスの外面的な不偏不党の中立政策は終らざるを得なかった。彼にはルードルフへの支持を表明する道が残されているだけであった。しかし、彼はザクセンにおいてローマへの不信が増大してきたことも知っていた。一〇七九年に関して、ブルーノの「ザクセン戦争」は、「ローマの使節は、…ある時は我々（ザクセン）に、ある時はハインリヒに使徒の好意を約束している…」というグレゴリウスへの不信の記事で終わっている。[20]

注(1) A. Hauck, op. cit., S. 817.
(2) M.v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. S. 171.
(3) 四旬節会議の議事録は、Reg. VI. 17a. Z. N. Brooke, op. cit., P. 74. 参照。
(4) M. v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. S. 178.

(5) Ep. coll. 26.　M. v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. SS. 220.-221.
(6) Z.N. Brooke, op. cit., P. 72.　A. Hauck, op. cit., S. 818.　但し、H. Jakobs, op. cit., S. 94. 参照。
(7) Ep. coll. 27.
(8) マタイによる福音書第五章十節。
(9) A. Fliche, Grégoire VII, à Canossa, a-t-il réintégré Henri IV dans sa fonction royale? (Studi Gregoriani I. (1947)) H.-X. Arquillière, Grégoire VII, à Canossa, a-t-il réintégré Henri IV dans sa fonction royale ? (Studi Gregoriani IV. (1952))
(10) Reg. VI. 22.
(11) Ep. coll. 31.
(12) A. Hauck, op. cit., S.818. Anm. 4.　筆者は、ここにハウクが掲げているリヒターの論文は未見。
(13) ibid, S. 818.
(14) Reg. VII. 3.
(15) Ep. coll. 31.　A. Hauck, op. cit. S.821.　M. v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. S. 273.
(16) A. Hauck, op. cit., S. 819.　H. E. J. Cowdrey, Ep. vag. P. 80. の注参照。
(17) A. Hauck, op. cit., S. 819.
(18) F. Kempf, op. cit., S. 439.
(19) Reg. VII. 8.　M. v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. S. 227.
(20) Bruno, op. cit., c. 116.

五

一〇七九年一月にグレゴリウスは、マルセイユの聖ヴィクトルの修道士たちに、教皇の仕事のために彼らの院長べ

ルンハルトが長く修道院を不在にしているのを慰める書簡を出している。[1] この中で、彼は「…神に平和な中で仕えるよき人は少ないし、まして神への愛の故に迫害をも恐れない人や神の敵に対し敢然と立ち向かう人は、非常に少ない。このためキリスト教信仰は、悲しいことに殆ど滅び、不信仰者の傲慢が非常に大きくなっている」と教会の信仰面での危機を強く訴えたのであった。この言葉は、ドイツの状況へのグレゴリウスの歎きとも受け取りうるものである。というのも、彼らの院長ベルンハルト自身、グレゴリウスのドイツへの使節として活躍していたからである。

十～十一世紀にかけて、当時の人々は宗教的な終末観に襲われ、世界の滅亡と神の審判への恐れが魂を押さえつけていたと言われるが、[2] 信仰の滅亡を悲しむグレゴリウスの姿は、まさにこのような時代を象徴するものであろう。この苦境の中にあって、彼は前年クリュニー修道士たちに祈りを求めたと同様、この聖ヴィクトルの修道士に対し、「互いに重荷を負い合いなさい。そうすれば、あなた方はキリストの律法を全うするであろう」という聖書の言葉を引用しつつ、[3]「私をあなた方自身の如く愛して、援助の手を激しい嵐の中に置かれている者に出して下さい」と切願したのである。

信仰の滅亡を悲しむグレゴリウスの姿は、彼の顕著な特色であった牧者の立場をも示していると言えよう。先の書簡と同じ日に出されたヘローナ司教ベレンガルへの書簡においても、「サラセン人の大きな憎悪の中で苦しんでいる…キリスト教徒の上に重大な危機が迫っていると感じるが故に、私は非常に悲しんでいる」とすべてのキリスト教徒の身の上のことに配慮しなければならない教皇の牧者としての立場を深く自覚していたのである。[4]

この二つの書簡と同日に出されたクリュニー院長ユーグへの書簡においては、「見よ、神を恐れ愛しているように見える人は、キリストの戦いから逃げ、兄弟の救いを軽視し、己れ自身のみを愛して平安を求めています。牧者が逃

げると…狼は…キリストの羊に襲いかかります」と述べている。[5] これは、グレゴリウスが在俗聖職者の中で世俗を逃がれて修道院に入る者の多いことを歎き、牧人一般のあるべき責任を明らかにしたものである。[6] と同時に、これはブルグト公をクリュニーの修道士に受け入れたことに対するユーグへの警告であった。というのも、先の言葉に続いて、「あなたは、ブルグント公をクリュニーの静けさの中に受け入れたが故に、十万のキリスト教徒を保護なしにしてしまった」と非難しているのである。ここには、グレゴリウスが封建的無政府状態の中にあって、強力な諸侯によるキリスト教徒の保護を願っていたことを示している。[7]

二月の四旬節会議において、[8] グレゴリウスがアキレア総大司教ハインリヒに対し、「もし要請されるなら、ローマ教会を世俗の軍隊をもって忠実に援助しましょう」と誓わせたことは、注意しておく必要があろう。この言葉は、臣下が主人に負っている義務を求めたものであり、いわば封建主従関係と考えられているものである。[9] しかし、この「世俗の軍隊」を使用することを単なる世俗的な主従関係の枠内でのみ考えるべきものではない。グレゴリウスには、既に一〇七四年に明確に現われていたような聖戦思想があったのである。[10] 彼が聖戦と考える戦いのためには、世俗の軍隊を使うことに躊躇していなかったのである。[11] この誓いに関しても、教会の敵への戦いは、まさに聖戦であった。それ故、グレゴリウスが封建諸侯とよく似た行動を取っていたとしても、その動機は全く異質なものであった。

グレゴリウスは、既述の如く、世俗人に対しても現世のはかないものよりも永遠の生命を求めるように諭していたが、[12] しかし現世的な幸福を全く無視していたのではなかった。このことは、リヨンの参事会員に四月に出した書簡で、[13]「あなた方がこの世の幸福からも見捨てられず…」と述べ、同じ四月にカプア侯ヨルダン一世に宛てた書簡で、[14]「あなたの栄誉をこの世において増すとともに、将来においても守るようにこれまで努めて来ました」と語っているところ

にその一端が窺えよう。この点で、既述のカノンの厳しさを時に緩和する柔軟さとともに、グレゴリウスがこのような現実主義的な一面を保持していたことは、彼の理想主義的な面を考える場合、重要な条件となろう。

この現実主義的、ないし現状維持的な態度は、三月のハンガリー王ラディスラウス一世宛ての書簡にもあらわれている。[15] というのは、この書簡には、グレゴリウスが世俗の支配者の条件として単に適格性の原理だけを問題としていなかったことが仄めかされているのである。[16] 即ち、「最高の王たちの道に従い、…血において高貴な家系を守って…」という言葉の中に、家系なり血統の重要さをも十分に考慮に入れていることが窺えるのである。従って、グレゴリウスにとって望ましき支配者は、既述の如き理想像を持つとともに―この点では、適格性の原理が働く―血統においても高貴であることを求めたのである。グレゴリウスが全く適格性の原理のみを問題とする人物であったなら、血統を重視する当時の貴族的社会においては局外者の立場に立つことになろう。[17] しかし、彼の血統をも無視しない姿勢は、彼が当時の貴族的社会から超越していたのではないことを示している。[18]

ドイツの王冠争いにおいて、教会的な面から見て正しい行動をとるルードルフに傾きながらも、グレゴリウスがなおハインリヒを否定しえなかった事情には、このような血統面での考慮があったことも一つの原因と考えていいのではないかと思う。

グレゴリウスの現状維持的な一面は、教会にとって一旦ふさわしき者として据えられた王侯に対しては、反抗することを禁じている点にも見られるのである。例えば、十月の騎士ヴェツェリン宛て書簡の中で、「あなたが…ダルマチアに使徒の権威が王として据えた人に反抗を起こしたのを私が大変驚いていることを知って下さい」と咎めているところにこのことが窺えよう。[19] このように、グレゴリウスは世俗の支配者の秩序を十分認めていたのである。[20]

しかし他面、純粋に教会事に関しては、支配者の命令をも無視すべきことを命じるもう一つの面のあったことも忘れてはならない。カンタベリー大司教のランフランクへの三月の書簡において、「地上権力への恐れや誰かへの余りに神経質な愛があなたを私の面前から引き離すべきでない」と諭している点は、この一例といえよう。[21] この書簡は、ノルマンディーやイギリスの高位聖職者が定期的にローマに来るように命じた一連の書簡の最初のものであった。ウィリアム征服王は、聖俗両界において支配者になろうとしていたことから、グレゴリウスとの対立が起こっていたのである。特にウィリアムが彼の許可なく司教がローマを訪問することを禁じたことから、グレゴリウスは彼に対し強い態度に出ていたのであった。[22]

このウィリアムとの対立は、グレゴリウスにノルマンディーの中心教会であるルーアン大司教座の権威を落とす対抗処置を取らせることになった。このため、リヨン大司教座にルーアン、トゥール、サンスの各大司教座に対する首位権を与えることにより、これを実現しようとしたのである。[23] このことを伝える書簡はまた、グレゴリウスの現実主義的な面と宗教的な発想面が同時に出ている点でも注目すべきものである。というのも、ここにグレゴリウスの階層秩序観が明瞭にあらわれているからである。即ちグレゴリウスは、「神の管理へのご配慮は、階層やさまざまな位階が区別されるように決められた」と語り、その目的として、「より低い者がより有力な者に尊敬を与え、より有力な者がより小さき者に愛を与える時に、職の多様さから一つの調和が生まれ、個々の職の相互関係や管理が正しく行われるためです」と述べ、さらに、「ここから平和と愛が抱きあい、真実の調和がお互いのそして神に喜ばれる愛の中にしっかりと留まるのです」と語っているのである。

ここではグレゴリウスは、人間の中には身分の差があり、服従があらねばならないという現実主義的な考え方を示

すと同時に、[24]この階層秩序の根本ないし本来のあるべき姿というものは、支配・被支配の関係ではなく、尊敬と愛の関係であるという宗教的な立場を示しているのである。

このような二重の立場は、モンテ＝カシーノの修道士たちに宛てた四月の書簡にもあらわれている。[25]というのも、グレゴリウスは、彼らに聖務停止を課していたにもかかわらず、差し迫った昇天祭のために、「私はこのような信仰深い土地が、このような祭典において誰かの罪によって敬虔な礼拝を欠くことを欲しないので…」と述べて彼らの罰を解除しているのである。ここには、彼の現実主義的な感覚が示されるとともに、他方、彼が如何に神への祭典を大切にしていたかを物語っている。

さらにこの書簡でも確認しうることは、教会を荒らした敵をも救おうとする牧者の姿勢である。即ち、「このような至聖の地を略奪したかの者（カプア侯ヨルダン一世）のためにも祈りを捧げなさい。…彼がこの世においても、将来においても神の恵みを受けるに価するようにです」と要望しているのである。

グレゴリウスの性格には、一面確かに現実主義的なところがあり、世俗一般の人々とそれ程変わらない意識を持っていたことは事実であるが、しかしこの祈りに見られるような牧者の自覚が常に底流としてあったと考えるべきであろう。

注(1) Reg. VI. 15.

(2) G. Denzler, Die Kanonikerbewegung und die gregorianische Reform im II. Jahrhundert. (Studi Gregoriani IX. (1972)) SS. 235.-236.

(3) ガラテヤ人への手紙第六章二節。

(4) Reg. VI. 16.
(5) Reg. VI. 17.
(6) N. Hunt, op. cit., P. 90.　同様な例としては、Reg. VI. 21.
(7) ibid, P. 25.
(8) 四旬節会議の議事録は、Reg. VI. 17a.
(9) M. v. Knonau, op. cit., Bd. Ⅲ. SS. 179.-180.
(10) 拙稿、「一〇七三年～一〇七五におけるグレゴリウス七世の『この世』観」（文化史学、第三十一号。（昭和五十年））六ページ、十六ページ。
(11) F. Kempf, op. cit., S.430. S. 502.
(12) この年においてもデンマーク王やレオン王に対し同様の趣旨のことを述べている。
Reg. VII. 5.　Reg. VII. 6.
(13) Reg. VI. 36.
(14) Reg. VI. 37.
(15) Reg. VI. 29.
(16) 拙稿、「教皇権と皇帝権―カノッサ事件の背景」（文化史学、第三十号、（昭和四十九年））十三ページ。
(17) K. Bosl, Die Gesellschaft in der Geschichte des Mittelalters. (1975), S. 30. なお、ボッスルは、中世の社会を貴族的社会として捉え、貴族の基本的な心情は、高貴な家系、祖先への誇り、何らかの氏族への帰属感であると述べている。(ibid, S. 31.)
(18) ボッスルによると、中世の教会は、このような中世の貴族的社会に特徴的な血統の重視や貴族の治癒力（救済力）に対し冷淡ないし敵対的な心情を持っていた。(ibid, S. 30.)
(19) Reg. VII. 4.
ダルマチアの王は、一〇七六年に教皇使節の主宰する改革教会会議で王冠を受け、ペテロの旗を与えられている。これに対し、彼は教皇に封建的形式に似た忠誠の誓いをした程、ローマ教会に忠実な人物であった。(F. Kempf, op. cit., S. 432.)

(20) 前掲拙稿、（昭和五十三年）三十三ページ〜四十ページ。
(21) Reg. VI. 30.
(22) D. C. Douglas, William the Conqueror. (1964. rep. 1977). P. 338.
Z. N. Brooke, op. cit., P. 84.　F. Kempf, op. cit., S. 433.
(23) D. C. Douglas, op. cit., PP. 338.-339.
F. Kempf, op. cit., S. 429. 及び Z. N. Brooke, op. cit., PP. 83.-84. の両者は、この点に関し、異なった見解を示しているが、ここではダグラスの解釈に従った。
(24) F. Bock, op. cit., S. 292.
(25) Ep. coll. 30.

六

グレゴリウスの中立的立場というのは、さまざまな面から考慮しなければならない。彼の「正義の判断基準」というべきより宗教的な視点から考えると、彼の気持はすでにルードルフに傾いていた。この傾向にもかかわらず、彼が決定を明示しなかったのは、彼の現実主義的な面からの考慮であった。彼が、慎重にドイツ王国とザクセン王国という表現を用いることによって、ハインリヒ、ルードルフ両者の存在を是認したことは、彼の現実的、冷静な観察から来たものであった。

或るいは、グレゴリウスが血統を重んじ、階層秩序を尊重する面があったことを考慮に入れると、彼はむしろハインリヒの方向に傾いていたとも考えられるのである。

このように考えると、彼の立場は、曖昧模糊ないし優柔不断と言うべきもので、厳密な意味での中立ではない。少なくとも、積極的な中立ではなく、消極的な中立に過ぎないと言えよう。

ただ、敵であろうが味方であろうが共に救わねばならないという彼の強い牧者の意識においては、ルードルフもハインリヒも同等の立場であり、この点においてのみ彼の中立は、積極的な意味を持っていたと考えるべきであろう。

（昭和五十三年十二月二十二日）